

「病児保育こもれび 利用規約」

第1条 名称及び所在地

本施設の名称を病児保育こもれび（以下「こもれび」）とし、春日市惣利 1-83-1 に設置する

第2条 目的

病時期または病気回復期であり、集団保育が困難なお子さまを一時的に預かる業務を行うことにより、地域社会の医療促進及び育児支援を目的とする

第3条 病児保育の方針

医師・看護師・保育士がチームとなり、お子さまを安全かつ適切に保育・看護を行うものとする

第4条 責任者

医療法人くぼたこどもアレルギークリニック 理事長 久保田薫を責任者に置く

第5条 利用対象

6ヶ月から小学生までの児童で、本規約を承認の上、医療機関よりこもれびの利用許可がでた方を対象とする

第6条 利用方法

- 1) 事前登録制（無料）平日 10:00～16:00 の間に病児保育室にて受付
- 2) 利用時間 月～金 8:30～17:00
（休み：土曜、日曜、祝祭日、国民の休日、年末年始、その他こもれびが指定する日）
- 3) 予約方法
 - ① 利用日前日に電話で予約する 【 TEL 092-595-6522 】
 - ② 予約キャンセル又は変更は、7:30 までに連絡をする
 - ③ 連絡なしでのキャンセルは、キャンセル料 2,000 円を徴収するものとする
 - ④ 当日の申し込みは定員に余裕がある場合に限り、受けつける
 - ⑤ 利用当日に「利用申込書」「医師連絡票」を提出する（その他の持参品は別記）
 - ⑥ 各種書類は各自コピーして使うものとする。各種書類をこもれびにてコピーを希望する場合には 1 枚当たり 20 円を支払うものとする
- 4) 利用当日は、入室前にくぼた小児科の医師による診察（保険診療）を受けるものとする

第7条 料金

- 1) 一人1日あたり2,000円とする
（病児保育室利用料無償化対象施設につき、福岡県在住の方は無償となります）
- 2) 時間外料金は 15 分500円とする。なお、こもれび保育園及びクロム保育園に在籍の園児については 15 分300円とする
- 3) 給食は前日までに申し込みがあれば対応する。料金は400円とする
- 4) 各自用意したものに不足が生じ、やむを得ずこもれびが提供した場合は別途料金を徴収する
寝具リース(上掛け・シート)各¥100、おむつ1枚¥50、箱ティッシュ¥100、パンツ¥350
ウェットティッシュ・おしりふき各¥100、ビニール大1枚¥10・小2枚¥10

第8条 料金支払方法

退出時に支払う

第9条 医療行為について

- 1) 緊急時は、保護者に連絡後、当病児保育室またはくぼた小児科にて診察及び必要な検査や処置をすることがある
- 2) 病状が変化して診察が必要と判断した場合は、保護者自身が受診するものとする

第10条 秘密保持

こもれびに従事する職員は、本規約に基づく業務上知り得た児童・保護者及びその家族の情報を秘密として扱い、法令に基づく要請を除き、許可なく第三者への提供はしない。職員の守秘義務は退職後も同様の扱いとする

第11条 補償制度

利用するにあたり、万一事故などが発生した場合、保険適用範囲内において補償を受けることができる。但し、病状悪化など、こもれびの責に帰すことが出来ない事由による事故の場合は、この限りではない

第12条 利用制限

- 1) お子さまの病状により、病児保育室の利用が不適切と医師が判断した時
- 2) 暴風警報・地震注意報などが発令された時
- 3) こもれびの保育方法、医師の診察に同意しない時
- 4) 本利用規約に同意しない時

第13条 保護者の義務

保護者はこもれびの利用をする間、「利用申込書」に記載した緊急連絡先に常に連絡でき、緊急時でも保護者の意志確認が出来るよう努めなければならない

第14条 注意事項

隔離室を設けているが感染を防げない場合があることを了承する

第15条 会員資格の喪失

- 1) 脱会の申し出があった時
- 2) 利用規約に違反した時
- 3) こもれびの名誉や信用を傷つけた時
- 4) 料金の支払いを2ヶ月以上滞納した場合
- 5) 1年以上利用がない場合

第16条 規約の変更

本規約の変更はこもれびが定め、その効力はすべての利用登録者に帰属する